

[右メニューへスキップ](#) [メインコンテンツへスキップ](#) (スクリーンリーダーをご利用の方、キーボード操作

[裁判所トップページ](#) > [裁判例情報](#)

判例検索システム > 検索結果詳細画面

[統合検索](#)

[最高裁判所
判例集](#)

[高等裁判所
判例集](#)

[下級裁判所
判例集](#)

[行政事件
裁判例集](#)

[労働事件
裁判例集](#)

[知的財産
裁判例集](#)

最高裁判例

事件番号	平成22(受)1209
事件名	建物明渡請求事件
裁判年月日	平成24年09月13日
法廷名	最高裁判所第一小法廷
裁判種別	判決
結果	破棄自判
判例集等巻・号・頁	

原審裁判所名	東京高等裁判所
原審事件番号	平成21(ネ)6078
原審裁判年月日	平成22年03月16日

判示事項	
裁判要旨	借地借家法38条2項所定の書面は、賃借人が、その契約に係る賃貸借は契約の更新がなく、期間の満了により終了すると認識しているか否かにかかわらず、契約書とは別個独立の書面であることを要する
参照法条	
全文	 全文